

★7月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

算定基礎届の提出時期がやってきます！

4月、5月、6月に支払われた報酬の総支給額の届け出を行い、9月以降の標準報酬月額を決定します。この決定を「**定時決定**」といい、大切な手続きです。算定基礎届は7月10日までの提出になります。お忘れの無いようお早めにご準備下さい！

賞与支払届の提出を忘れずにしましょう！

夏季賞与の時期になりました。被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「**賞与支払届**」の提出が必要となります。

注意点として…

- ◆ 厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、**届出漏れの無いようにしましょう。**
- ◆ 既に登録している賞与支払予定月に**支払いが無い場合でも「賞与不支給報告書」の提出が必要になります。**
- ◆ 年4回以上賞与を支払った場合は、賞与の合計額を12で割った額を各月に加えて「算定基礎届」により提出になりますので、**「賞与支払届」の提出は不要です。**

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が、更に拡大されます！

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

加入対象（短時間労働者）の要件

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

「被保険者資格取得届」の提出が必要！

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない）の総数が1年のうち6月間以上で51人以上になることが見込まれる企業等のことです。

新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所に、令和6年9月上旬までに「**特定適用事業所該当事前のお知らせ**」が、日本年金機構から送付される予定です。

★7月の営業土曜日は以下のとおりです。



6日(土) 営業(労務)
13日(土) 休
20日(土) 休
27日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで…

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

